

宮津市公報

令和5年7月3日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

- 22 宮津市市税条例の一部を改正する条例…………… 1
23 宮津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例…………… 2

告 示

- 92 宮津市庁舎基本構想等検討委員会設置要綱…………… 3
93 宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付要綱…………… 4
94 宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱を廃止する要綱…………… 6
95 宮津市つつじが丘団地子育て世帯定住促進補助金交付要綱…………… 6
96 宮津市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱の一部を改正する要綱…………… 7

公 告

- 22 公示送達…………… 7
23 宮津市営住宅（その他住宅）入居者の公募…………… 7
24 農用地利用集積計画の縦覧…………… 8

議 会

《告 示》

- 2 宮津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程…………… 8

教 育 委 員 会

《告 示》

- 11 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 9

農 業 委 員 会

《告 示》

- 8 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 10

条 例

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月26日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第22号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第35条の8第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第37条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第40条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第43条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第46条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「があった」を「をした」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「その事由がその年の」を「当該納税義務者が」に、「発生した場合」を「給与の支払を受けないこととなった場合」に、「当該納税義務者に」を「その者に」に改め、「、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際」を削る。

第50条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「徴収する」を「徴収するものとする」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなすに改める。

第50条の2の見出し中「所得に係る」を削り、同条第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以下この条及び第50条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第50条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第11条の2第4項及び第12条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第35条の8第2項並びに第40条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第43条、第46条、第50条、第50条の2及び第50条の6の改正規定並びに附則第11条の2及び第12条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）附則第12条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

2 第37条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき宮津市市税条例第37条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第12条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第11条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

* * *

宮津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例をここに公布する。

令和5年6月26日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第23号

宮津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、宮津市議会議員（以下「議員」という。）が宮津市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年5月1日から同月31日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該5月31日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号カにおいて同じ。）における宮津市に対する請負（議員がその支配人である場合における請負を含み、当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 契約締結日
- イ 議員が請負をした者又はその支配人である場合のいずれかの別
- ウ 議員が請負をした者の支配人である場合は、当該請負をした者の氏名及び営業所の所在地
- エ 請負の対象とする役務、物件等
- オ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- カ 当該5月31日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号カに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 前項に規定する閲覧又は写しの交付に係る手数料は、無料とする。

4 前2項の規定により写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

告 示

宮津市告示第92号

宮津市庁舎基本構想等検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年6月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市庁舎基本構想等検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 宮津市庁舎の整備に関する基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定するに当たり、幅広い見地からの助言及び提言を得るため、宮津市庁舎基本構想等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 宮津市庁舎の整備に関する基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (2) その他宮津市庁舎の整備に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき委員会の会議は市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第93号

宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月26日

宮津市長 城崎雅文

宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、原油価格及び物価の高騰等の影響により厳しい経営状況にある中小企業者等の事業継続と経営改善を図るため、経営効率化に資する取組に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所等を有する中小企業者、商店街振興組合、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街等の任意団体、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人及び医療法人その他市長が適当と認める者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市税（地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する税をいう。）を滞納している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 政治団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の区分、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき、補助事業の区分毎に1回限りとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定により、宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付申請書を令和6年1月31日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第5条 規則第11条第2項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

（帳簿及び書類の保存）

第6条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に係る収支を記載した帳簿、証憑等を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を当該事業完了の翌年度から5年度間保存しなければならない。

（処分の制限）

第7条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長が別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け若しくは担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、宮津市原油価格・物価高騰等対策補助金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	補助対象経費	補助金の額
物価高騰事業者緊急支援	(1) デジタル技術の導入等による生産性向上の取組に係る経費であって市長が認める経費 (2) 地元農林水産物の商品化に係る経費であって市長が認める経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。
省エネ機器導入支援	省エネ機器の導入に係る経費であって市長が認める経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、30万円を限度とする。ただし、当該額が5万円未満の場合は、補助金を交付しない。

備考

- 1 補助対象事業が国、府等の補助金等の交付を受けるときは、この表による補助対象経費から

当該補助金額を除いた経費を補助対象経費とする。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含めないものとする。
- 3 補助対象経費は、別表に掲げる経費のうち、市長が別に定める期間内に発注又は契約を行い、納品、支払の全てを完了し、帳簿、証憑等によりその事実を確認できる経費とする。

* * *

宮津市告示第94号

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和5年6月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱を廃止する要綱

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（平成24年告示第144号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第95号

宮津市つつじが丘団地子育て世帯定住促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市つつじが丘団地子育て世帯定住促進補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、つつじが丘団地における定住の促進を図るため、当該団地内の宅地に住宅を新築する子育て世帯に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、本市が所有するつつじが丘団地内の宅地の売買契約の締結後6月以内に、床面積が50平方メートル以上の居住用住宅（以下「対象住宅」という。）を新築する建設工事の請負契約（以下「住宅新築請負契約」という。）を締結した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象住宅を新築しようとする時点において、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）又は妊婦の属する世帯であること。
- (2) 対象住宅の建築後速やかに当該住宅に住所を定める者であること。
- (3) この補助金の交付を受けて居住する対象住宅に、当該補助金の交付の日から10年以上住所を有する見込みのある者であること。
- (4) 世帯を構成する者の全員が、市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）及び府税（同法第4条に規定する税をいう。）を滞納していないこと。
- (5) 世帯を構成する者の全員が、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象住宅の建築に係る経費のうち、市長が認めるものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、200万円を限度とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により住宅新築請負契約の締結後速やかに、宮津市つつじが丘団地子育て世帯定住促進補助金交付申請書を市長に提出しなければなら

ない。

(交付申請の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者が、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により宮津市つつじが丘団地子育て世帯定住促進補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 対象住宅の建設工事が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市つつじが丘団地子育て世帯定住促進補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、宮津市つつじが丘団地子育て世帯定住促進補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第96号

宮津市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年7月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱（令和4年告示第119号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同規則第27条の16、第27条の17の2及び第27条の17の3」を「同令第27条の16及び第27条の17の2」に改める。

第2条第1項中「あらかじめ、書面」を「宮津市国民健康保険高額療養費支給申請簡素化申出書（以下「申出書」という。）」に改め、同条第3項中「簡略化」を「簡素化」に改める。

第3条中「支給を」を「申出書を受領した月の4月前以後に受けた療養に係る高額療養費の支給を」に改める。

第5条中「必要」を「申出書の様式その他必要」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に申出があった申請の簡素化について適用する。

公 告

宮津市公告第22号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和5年6月14日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第23号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅（その他住宅）の入居者を公募します。

令和5年6月16日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃(月額)	戸数	規格
みやづ城東タウン	宮津市字惣	A棟 B棟	50,000円	7	1LDK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 40歳未満の方。単身者の入居も可能。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係(本館南棟3階)又は市民環境部市民環境課市民窓口係受付(本館1階)に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和5年6月20日(火)から令和5年9月8日(金)まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を決定します。

7 入居時期 令和5年10月以降(予定)

* * *

宮津市公告第24号

改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により令和5年度農用地利用集積計画(令和5年6月13日付け宮農委第20号通知分)を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和5年6月20日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和5年6月20日
至 令和5年7月7日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課(別館1階)

議 会

《告 示》

宮津市議会告示第2号

宮津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年6月26日

宮津市議会議長 長本義浩

宮津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程
(趣旨)

第1条 この規程は、宮津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告等の閲覧）

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中に行うことができる。

2 閲覧に係る報告及び訂正は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（報告等の写しの交付等）

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

（期限等の特例）

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、宮津市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、請負状況等報告書等の様式その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和5年6月26日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第11号

令和5年第8回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月21日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

1 日 時 令和5年6月29日（水） 午前9時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第8号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和5年6月6日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和5年6月13日（火） 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（ミップル3階） 第1コミュニティルーム
- 3 議 題
 - 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - 議案第20号 非農地証明交付申請の承認について
 - 議案第21号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について
 - 議案第22号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について
 - 議案第23号 令和4年度最適化活動の実施状況等について